五　も和の十特定年三海月船に十一り日組む船員の間にう船ち、令和十二の有効期間が満了する日から令和十年三月三十一日	
六　も和の十特定年三海月船に十一り日組む船員の間にう船ち、令和十四の有効期間が満了する日から令和十一年三月三十一日	
七　お船トン（昭和二十五年法律第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年一月十四日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。 令和八年一月二十三日 総務大臣　林　芳正 1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　タイムスタンプサービス DiaStamp（令和８年１月14日付けでＭＩＮＤタイムスタンプサービスから変更） 2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　71d6　0724　9a7c　7343　11cd　3714　c33c　aef9　f391　15bb 3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　3a84　61a2　ace4　a0e2　c72c　1d53　57dc　bdb4　5027　a4ca　2a64　de06　36e5　16e7　1aa6　b81f 4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　6630　284b　d365　d7fb　90fc　9a8b　15ad　8e70　ade0　5e43	令和十年三月三十一日
八　施行日前各号に掲げる海も技免のほをか、国際漁船等に乗り組む船員のうち、有効な船員手帳の交付を受けていない者を施行日から起算して五年を経過する日まで（以下この表において「猶予期間」という。）に受けようとする者（猶予期間内に受けようとする者が当該海技免状の有効期間の満了する日までに受けようとする者を含む。）については、施行日から起算して五年を経過する日まで	
九　施行日前各号に掲げる海も技免のほをか、国際漁船等に乗り組む船員のうち、有効な船員手帳の交付を受けている者（猶予期間内に受けようとする者が当該海技免状の有効期間の満了する日までに受けようとする者を含む。）については、施行日から起算して五年を経過する日まで	

附　則

（施行期日）

1　この告示は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（基本訓練及び実技講習に関する経過措置）

2　船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（次項において「整備省令」という。）附則第二条第一項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる船員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員　第一条第一項に規定する基準

二　漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員　第一条第二項に規定する基準

3　整備省令附則第二条第二項の告示で定める基準は、第二条第三項第一号に規定する基準とする。

その他告示

○総務省告示第十三号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和八年一月十四日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年一月二十三日

総務大臣　林　芳正

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　タイムスタンプサービス DiaStamp（令和８年１月14日付けでＭＩＮＤタイムスタンプサービスから変更）

2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　71d6　0724　9a7c　7343　11cd　3714　c33c　aef9　f391　15bb

3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　3a84　61a2　ace4　a0e2　c72c　1d53　57dc　bdb4　5027　a4ca　2a64　de06　36e5　16e7　1aa6　b81f

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　6630　284b　d365　d7fb　90fc　9a8b　15ad　8e70　ade0　5e43

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　7281　41ec　93f1　41c7　f109　34fd　def3　471f　f9cc　73b9　6938　86d0　cced　2c17　ff40　8927

6　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　2010401059681

7　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　三菱電機デジタルイノベーション株式会社

8　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　Mitsubishi Electric Digital Innovation Corporation

9　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都港区芝浦４－６－８

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和八年一月二十三日

消防庁長官　大沢　博

記

ＡＥ―⑰―1330	株式会社第一テンナ商会
Ｅ―㊵―48283	株式会社ＳＰＡＣＥ　ＣＲＥＡＴＵＳ
Ｅ―㊵―48289	有限会社白石工務店
Ｅ―⑬―48306	泉幸株式会社
Ｅ―①―48324	金田　勇介
Ｅ―⑲―48273	深澤　智樹
Ｅ―⑭―48307	有限会社ＩＫＫ
Ｅ―⑬―48319	株式会社アイズ・アート
Ｅ―㊲―48325	株式会社ＡＨＥＡＤ
Ｅ―㉑―48326	株式会社インテリア中島
Ｅ―②―48317	肥前　　淳
Ｅ―㊸―48320	株式会社Tami
Ｅ―⑫―48312	有限会社中島内装
Ｅ―⑫―48313	有限会社髙和産業
Ｅ―㊲―48315	髙畑　隆二
Ｅ―㊻―48321	株式会社Luke
Ｅ―㊹―48322	松川富士雄
Ｅ―⑳―48318	株式会社neo system
Ｅ―㊵―48323	株式会社アスクレア
Ｅ―㉓―48331	合同会社アールファクトリー
Ｅ―㉚―48332	増田　典昭
Ｅ―⑬―48316	株式会社アイトラストサービス
Ｅ―⑳―48329	田口　博久
Ｅ―⑫―48327	株式会社タケフジ
Ｅ―⑬―48328	寺田　武史
Ｅ―⑫―48337	有限会社幸陽
Ｅ―㉞―48341	大久保　至
Ｅ―⑬―48334	山内　健汰
Ｅ―㉗―48339	さくら商会株式会社
Ｅ―㉚―48340	大西　康仁
Ｅ―⑬―48336	株式会社キクチ
Ｅ―㊻―48338	降旗　龍星
Ｅ―④―48335	Ａホープインテリア株式会社
Ｅ―㊳―48344	インテリアみつもり株式会社
Ｅ―㉛―48346	株式会社岩田技創
Ｅ―㊸―48330	株式会社トータルインテリアーズ
Ｅ―㊸―48348	Ｔ・Ｉ・Ｕ株式会社
Ｅ―㉚―48333	株式会社アートインテリアナガイ
Ｅ―①―48342	有限会社総合インテリアパーツ
Ｅ―㉒―48345	平野　佳則
Ｅ―①―48347	株式会社アイ・エス・エス
Ｅ―㉗―48352	株式会社ＡＩＩＮ
Ｅ―⑬―48343	グリーンロード株式会社
Ｅ―⑬―48351	インテリアライフ株式会社
Ｅ―②―48350	株式会社協和
Ｅ―⑬―48349	クリー株式会社
Ｅ―㉓―48360	合同会社フリーキスワークス
Ｅ―㊵―48353	宮原　正隆
Ｅ―⑭―48358	株式会社中村建設
Ｅ―⑧―48354	有限会社小林製作所
Ｅ―㉛―48361	株式会社ノガワ
Ｅ―①―48362	株式会社ＮＴインテリア
Ｅ―①―48363	有限会社中里表具店
Ｅ―⑲―48364	株式会社小俣美装
Ｅ―㊻―48366	橋本　洋昌
Ｅ―㊸―48357	濱口　祐規
Ｅ―⑬―48359	clueファクトリー株式会社
Ｅ―⑪―48365	有限会社ケンズ・リフォーム
Ｅ―⑬―48356	株式会社泉宣宏社
Ｅ―⑬―48355	株式会社ナイスガレージ
Ｅ―⑫―48367	Ｇ・Ｆリビング株式会社
Ｅ―㉓―48368	株式会社ＭＫカンパニー